

# 業務委託契約書

\_\_\_\_\_（以下「甲」という）と株式会社細見クリエーションズ・ウェルフェアみやざき総合研究所（以下、「乙」という）は、甲が行う従業員のメンタルヘルス支援に関する業務委託契約を提携する。

## （目的）

第1条 甲は甲に所属する従業員のメンタルヘルス支援に関する業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

## （委託内容）

第2条 甲が乙に委託する業務は次の通りとする。

1. 従業員の教育、組織運営に関する相談・打ち合わせに協力する。
2. 希望する従業員に対して甲の指示に従って面接を行い、必要な助言指導を行う。また、面接の結果、薬物療法などの医療が必要な場合には適切な医療機関に紹介し、それらの結果は本人の同意を得て甲に文書（別紙様式1）をもって報告する。なお、組織運営上で緊急性・重要性があり、かつ経営的側面につながる場合は、本人の同意が得られない場合でも甲への報告を行う。
3. 労働安全衛生法第6条の8の規定に基づく長時間労働者、および第66条の10の規定に基づく高ストレス者を対象とする面接指導を行い、その都度、面接指導結果報告書および事後措置に係る意見書（別紙様式2-1、2-2）を甲に提出する。
4. 必要に応じて甲はメンタルヘルスに関する研修会を乙に依頼し、乙はこれを実施する。研修内容は事前に甲乙で調整し決定する。

## （実施場所）

第3条 甲もしくは乙の事務所、その他甲の指定する場所とする。

## （実施時間）

第4条 原則的には毎月1回2時間とし、日時については甲乙で調整し決定する。

## （委託料）

第5条 甲が乙に支払う委託料は月額5万円（消費税別）とし、振込手数料は甲の負担として乙の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。なお、緊急性が高く第4条の時間を越えたものに対しては別日も含めて1時間1万円（消費税別）の料金として第2条のすべての業務に対応する。

## （決済方法）

第6条 甲の乙に対する委託料は乙からの請求書をもって振込送金により支払うものとし、月末締めで請求し、翌月10日の支払いとする。但し代金支払い日が金融機関の休日の場合は前営業日を支払日とする。

## （秘密保持）

第7条 乙はこの契約の有効期間中および解除後を問わず、業務委託で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議事項)

第8条 この契約に定めのない事項または疑義が生じた場合には、その都度甲乙協議の上決定する。

(免責)

第9条 本契約および本業務は甲に対し一定の利益や成果、有益な機会の提供などを保証するものではなく、また本契約または本業務に関連して甲その他第三者に損害・トラブルが生じた場合でも、乙に故意または重過失がある場合を除き、乙はその責任を一切負わない。但しその処理については乙も誠心誠意協力し、問題の早期解決のため被害の発生状況や事実関係の究明を図る。

(反社会勢力の排除)

第10条 甲は乙が反社会勢力に属すると判明した場合は催促その他の手続きを要することなく本契約を即時解除することができ、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。また本契約を解除した場合、甲から乙に対する損害賠償請求を妨げない。

(契約の有効期間)

第11条 本契約の有効期間は令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日より令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとする。但し期間満了の3か月前までに双方から異議申し出がない場合は、さらに1年間延長し、以後も同様とする。

(契約解除)

第12条 甲および乙は契約期間内といえども、それぞれ相手方に対し3か月の予告期間をおいて本契約を解除することができる。また甲及び乙はそれぞれ相手方が本契約の定めた事項に違反した時は予告期間を設けずに即時に本契約を解除することができる。

(準拠法および管轄裁判所)

第13条 本契約は日本国の法令により解釈され、訴訟の必要性が生じた場合は宮崎地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有する。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 \_\_\_\_\_

乙 宮崎県宮崎市花ヶ島町笹原 2241 番地 4  
株式会社細見クリエーションズ・ウエルフェアみやざき総合研究所  
代表取締役・所長 細見 潤

詳細については、[info@welfare-miyazaki.com](mailto:info@welfare-miyazaki.com) までお問い合わせください。